

協議第1号

協議会の事務に従事する職員の定数及び市町別の配分を定めることについて

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約第11条第1項に規定する、協議会の担任する事務に従事する職員の定数及び当該定数の関係市町の配分については、次のとおり定める。

職員の定数	関係市町の配分		
	善通寺市	琴平町	多度津町
7人	3人	2人	2人

協議第 2 号

協議会の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査する監査委員を定めることについて

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約第 28 条第 2 項に規定する、協議会の財務に関する事務の執行及び協議会の経営に係る事業の管理を監査する市町の監査委員を、次のとおり定める。

		市 町 名	氏 名
監査委員	識見を有する者	善通寺市	藤 岡 博 文
監査委員	議会議員より選任された者	多度津町	古 川 幸 義

## 協議第3号

### 善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会会議運営規程（案）

（規約第16条第3項関係）

（趣旨）

第1条 この規程は、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会規約第16条第3項の規定に基づき、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、議長が会議に諮り、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、これを公開しないことができる。

（議長等の責務）

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を受けた後に発言するものとする。

（採決）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決することができる。

（会議録の調整等）

第6条 議長は、会議の日時、場所、出席者及び会議の概要を記載した会議録を作成する。

2 会議録は、議長が指名する委員2名が署名しなければならない。

（会議録等の公開）

第7条 会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）は、原則として公開する。ただし、第2条ただし書きの規定により公開しないこととした会議の会議録等については、この限りでない。

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

(会議の傍聴)

第8条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(規律)

第10条 何人も、会議中にみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となるような行為をしてはならない。

2 議長は、会議の秩序を乱すと認められる者があるときは、その者に退場を命ずることができる。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

報告第1号

今後のスケジュールについて

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センターの整備に係るスケジュール

日 程	内 容
平成29年2月10日（金）	実施方針等の公表
平成29年2月17日（金）	実施方針等に関する説明会
平成29年2月17日（金）	実施方針等への質問及び意見の受付開始
平成29年2月24日（金）	実施方針等への質問及び意見の受付締切
平成29年3月31日（金）	実施方針等への質問に対する回答公表
平成29年4月28日（金）	特定事業の選定の公表
平成29年5月31日（水）	入札公告及び入札説明書等の公表
平成29年6月7日（水）	入札説明書等に関する説明会
平成29年6月7日（水）	入札説明書等に関する質問受付開始
平成29年6月14日（水）	入札説明書等に関する質問受付締切
平成29年6月30日（金）	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
平成29年7月31日（月）	入札参加資格審査書類の受付締切
平成29年8月10日（木）	入札参加資格審査結果の通知
平成29年9月11日（月）	入札及び提案書の受付締切
平成29年10月中旬	提案書に関する事業者ヒアリング
平成29年10月下旬	落札者の決定及び公表
平成29年11月上旬	落札者との基本協定締結
平成30年1月～平成31年6月	設計・建設期間
平成31年7月～平成31年8月	開業準備期間
平成31年8月～平成46年7月	維持管理・運営期間